

(5) 総患者数（傷病別推計）

調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設で受療していない者を含む。）の数を次の算式により推計したものである。

総患者数＝入院患者数＋初診外来患者数＋（再来外来患者数×平均診療間隔×調整係数（6/7））

(6) 病床の種類

精神病床

精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。

感染症病床

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床をいう。

結核病床

結核の患者を入院させるための病床をいう。

療養病床

病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。

一般病床

精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床をいう。

(7) 医療圏

本概況の医療圏とは、二次医療圏である。二次医療圏とは、医療法の規定により都道府県において設定される区域（概ね広域市町村圏）で、主として一般の入院医療を提供する病院の病床の整備を図るべき区域をいう。

8 利用上の注意

(1) 本調査における傷病は、世界保健機関（WHO）の「国際疾病、傷害および死因統計分類（ICD）」に基づき分類している。

なお、平成 23 年の調査では「国際疾病、傷害および死因統計分類（ICD-10（2003 年版）準拠）」を適用している。

(2) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章する事が不適当な場合	…
統計項目のありえない場合	・
推計値、比率等でまるめた結果が表章すべき最下位の桁の 1 に達しない場合	0 又は 0.0

(3) 掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合もある。

(4) 人口 10 万対の算出に用いた人口は、総務省統計局「平成 23 年 10 月 1 日現在推計人口（総人口）」を基に厚生労働省大臣官房統計情報部において作成したものである。（36 頁「受療率の算出に用いた人口」）

(5) 傷病分類別の数値については、主傷病（※）について表章したものである。

※「主傷病」入院患者…調査日現在、入院の理由となっている傷病

外来患者…調査日現在、主として治療又は検査をしている傷病

退院患者…退院時に入院の理由となっていた傷病

(6) 今回の調査では、東日本大震災の影響により、宮城県の石巻医療圏（石巻市、東松島市、女川町）、気仙沼医療圏（気仙沼市、南三陸町）及び福島県の医療施設については調査を実施していないため、集計した数値はこれらの地域を除いたものである。

なお、前回（平成 20 年）の結果について、同地域を除いた数値を比較の参考として「参考表」（32～35 頁）に掲載している。